

介護保険制度以外のサービス

介護保険制度以外のサービスには、下表のようなものがあります。また、介護保険に該当しない人でも、日常生活に支援が必要な場合は、市からホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ、日常生活用具の給付・貸与のサービスが受けられます。

成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症高齢者の成年後見利用の申し立てについて支援します。また、それに伴う必要な費用や後見人などの報酬の全部または一部を助成します。



配食サービス

自分で調理することが困難な人に対し、栄養のバランスがとれた食事(1月1日～3日を除く毎日)を届けるとともに安否確認をします。

- 利用できる人…おおむね65歳以上の1人暮らし(日中独居を含む)または高齢者世帯
- 利用料…1食300円

緊急通報装置の設置

自宅での急病や事故の際、身に付いているペンダント型の発信機のボタンを押すだけで、近所への連絡や救急車の手配など、迅速かつ適切に対応する装置を設置します。

- 利用できる人…65歳以上の1人暮らし(日中独居を含む)または高齢者世帯
- 利用料…前年の所得税非課税世帯は無料、課税世帯はレンタル料1,650円
- 設置料…非課税世帯や1人暮らしは無料、課税世帯は6,850円

住宅改造費の助成

住宅改造費は、20万円までは介護保険から、それを上回る部分は市の福祉サービスとして助成します。改修の計画段階でご相談ください。助成限度額は課税世帯が26万6,000円(補助率2/3)、非課税世帯が50万円。

SOSネットワーク

認知症などによる行方不明者を捜索するため、各種協力団体への一斉ファクシミリ通報や防災無線により市民に協力の呼び掛けを行います。

徘徊高齢者等位置探索サービス

徘徊する高齢者などの居場所を早期に発見できる衛星回線を利用した機器を貸し出します。

- 基本料…月500円
- 位置情報提供料…1回に付き300円

福祉手当

ねたきり老人等介護者手当は、月額12,000円を、また、ねたきり老人等福祉手当と重度認知症老人介護手当は月額13,000円を支給します。

紙おむつの給付

在宅で紙おむつを使用している寝たきりまたは認知症などの人(おおむね65歳以上)に紙おむつを宅配します。

寝具乾燥

寝具を自然乾燥させることが困難な1人暮らしの人などを対象に、専門業者が自宅に伺い寝具の乾燥を行います。

移送サービス

通院など自宅から目的地まで車いすごと乗れる自動車で送迎します。

- 利用できる人…1人で外出が困難な人で、介護保険法の認定を受けた人または障害者手帳を持っている人
- 年会費…2,400円(4月～9月に申し込んだ人)、1,200円(10月～翌年3月に申し込んだ人)
- 利用料(目的地により異なります)
 - ・成田市内…500円
 - ・富里市、酒々井町、栄町、印旛村、本笠村、芝山町、多古町、香取市、佐倉市、八街市…700円(成田市から2km以内の場合は500円)
 - ・そのほか(おおむね30km以内)…1,500円

※下総・大栄地区については、国土交通省の認可があり次第サービスを開始します。

福祉電話の貸与・料金助成

近隣に扶養義務者のいない1人暮らしや高齢者世帯の安否確認などのために電話の貸し出しを行い、併せて電話料金(基本料金+通話料300円まで)を助成します。すでに電話がある人には電話料金を助成します。

- 利用できる人…65歳以上の1人暮らし、または高齢者世帯で前年所得税非課税世帯

住宅用火災警報器の給付

火災による事故を防止するために、住宅用火災警報器を給付します。

- 利用できる人…65歳以上の1人暮らしまたは高齢者世帯で、市民税非課税または均等割のみ課税されている世帯



※介護保険についてくわしくは介護保険課(☎20-1545)へ。介護保険以外のサービスについてくわしくは高齢者福祉課(☎20-1537)へ。なお、移送サービスについては市社会福祉協議会ボランティアセンター(☎27-8010)へ。

ともに支え合い生き生きとした暮らしを

現在、市内に住んでいる65歳以上の高齢者は、約1万9千人。その中には、健康で不自由なく暮らしている人もいますが、支援が必要な人もいます。そういった人でも、住みなれた場所で暮らしていくように介護保険制度があります。また、介護は不要だが要介護状態になる前の予防や生活支援が必要な人への自立支援としてのサービスもあります。ここではこれらの介護・福祉サービスについてお知らせします。



介護保険制度によるサービス

介護保険のサービスを利用するには、申請して認定を受ける必要があります。要支援と認定されると介護予防サービスを、要介護と認定されると介護サービスを受けることができます。

在宅サービス	
(介護予防)訪問介護	ヘルパーが家庭を訪問して、日常生活の介護や自立の支援をします。
(介護予防)訪問入浴	訪問入浴車で家庭を訪問して入浴を行います。
(介護予防)訪問看護	看護師などが家庭を訪問して看護サービスを提供します。
(介護予防)訪問リハビリテーション	理学療法士などが家庭を訪問して機能回復訓練を行います。
(介護予防)通所リハビリテーション	老人保健施設などで機能回復訓練・入浴・食事などのサービスを行います。
(介護予防)居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師などが療養上の管理・指導を行います。
(介護予防)通所介護	デイサービスセンターで運動器機能向上・入浴・食事などのサービスを行います。
(介護予防)短期入所生活介護・ (介護予防)短期入所療養介護	介護老人福祉施設などに一時的に入所して、日常生活の支援や機能回復訓練を行います。
(介護予防)特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどで、入浴や食事の介護・機能訓練などを行います。
(介護予防)福祉用具貸与	日常生活の便宜を図るための歩行器や車いすなどの貸与を行います。
特定(介護予防)福祉用具購入費の支給	自立を助ける入浴補助用具などの購入費(年10万円上限)を支給します。
(介護予防)住宅改修費の支給	手すりの取り付けや段差の解消など住宅改修費(20万円上限)を支給します。
地域密着型サービス	
夜間対応型訪問介護	夜間にヘルパーが定期的に巡回したり、随時の訪問を行います。
(介護予防)認知症対応型通所介護	デイサービスセンターで、認知症改善訓練や日常生活の介護を行います。
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	「通い」や「訪問」、「泊まり」を組み合わせたサービスを行います。
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	共同生活を営む認知症高齢者に日常生活の支援や介護を行います。
地域密着型特定施設入居者生活介護	29人以下の特定施設で、日常生活の介護や機能訓練を行います。
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	29人以下の介護老人福祉施設で、日常生活の介護や機能訓練を行います。
施設サービス	
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設(老人保健施設)、介護療養型医療施設(療養型医療施設・老人性認知症疾患療養病棟)に入所して、日常生活の介護や機能訓練を行います。	

成田市地域包括支援センター

高齢者が住みなれた地域で、いつまでもその人らしい生活を送ることができるよう、さまざまな支援を行うため、高齢者福祉課に「成田市地域包括支援センター」を設置しました。センターでは主に次のような業務を行っています。

※くわしくは成田市地域包括支援センター(☎ 24-1294)または高齢者福祉課(☎20-1537)へ。

●介護予防ケアマネジメント

介護認定で「要支援1・2」の判定を受けた人および市の健診などで「介護予防が必要」とされた人を対象に、ご本人とともに介護予防プランを作成し、介護予防を図ります。

●総合相談支援

高齢者の介護や福祉、生活支援などの総合的な相談や、地域の多様なネットワークを活用した高齢者の実態把握を行います。

●虐待防止・権利擁護

高齢者の権利や財産を守るために、虐待の相談や早期発見・保護などの対応をするほか、成年後見制度などの利用支援を行います。